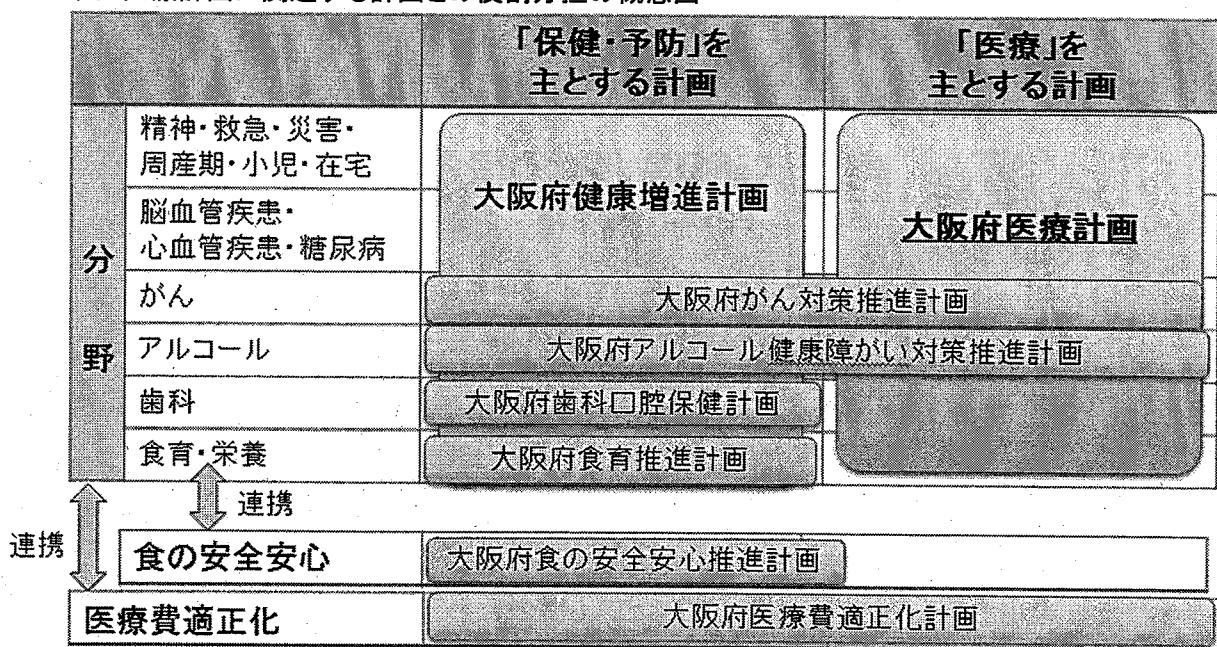


資料 1-7

計画の名称について

- 本計画の策定にあたり、健康医療に関する諸計画との整合性を保ちつつ、各計画とも本来趣旨を基本とした計画内容の役割分担を行い、取組の内容について連携を図り、一体的に考え策定。
- 第7次計画は、医療計画の本来趣旨である医療体制の確保を基本とした計画したことから、計画名称を「大阪府保健医療計画」から「大阪府医療計画」に変更したい。

図 医療計画に関連する計画との役割分担の概念図



※医療法第30条の4：都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。